

地域密着型サービスにおける運営推進会議

1、運営推進会議とは

地域との結びつきを重視することが求められている地域密着型サービスにおいては、地域との連携を図ることを目的に、地域住民の代表者などを交えた会議を定期的に行うことが義務付けられています。

※厚生労働省が定めた「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、また稲敷市の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき開催されます。

2、運営推進会議の開催方法

運営推進会議については、各事業所の状況に応じて、対面（集合方式）、オンラインのいずれかの方法で開催してください。

①対面開催の場合

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省）に基づき、感染防止対策を徹底したうえで開催してください。（会場や座席の工夫、換気、マスク着用の徹底等）

②オンライン開催の場合

令和3年度制度改正において、運営推進会議について、テレビ電話装置等を活用しての実施が認められることとなりました。ただし、利用者又はその家族が参加して実施する場合は、利用者等の同意を得る必要があります。

・開催後に提出する報告書（議事録）について、開催方法、開催日時、出欠席者、発言者、質問や課題に対する対応方法等がわかるように作成してください。

・感染状況等により、開催が困難で、やむを得ず延期又は中止する場合は、事前にご相談下さい。

3、構成員

構成員は以下の通りです。全構成員が揃う必要はありませんが、なるべく様々な立場の方々から出席が得られるようにしてください。

①利用者または利用者の家族

②地域住民の代表者（民生委員・行政区役員など）

③市の職員または地域包括支援センターの職員

※出席依頼については介護福祉課介護保険係に事前にご連絡ください。

④地域密着型サービスについて知見を有する者（客観的・専門的な立場から意見を述べるができる者）

管理者や従業員など「事業所の関係者」は構成員とはなりません。

また、同じ人が複数の事業所の構成員になることは差し支えありません。

○話し合う内容

運営推進会議は、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く場とされています。毎回の会議の具体的な内容は、開催する事業所が決めることとなります。

「活動状況の報告」は、例として、実施した行事や参加した活動などの内容、利用者数や要介護度などの推移などがあげられます。小規模多機能型居宅介護の場合は、1年に1回のサービス評価（外部評価）も、この会議において行われます。

報告のあとには、出席した構成員から意見を求めるようにしてください。

また、「必要な要望、助言等を聴く」ために、事業所において課題と思われることを議題として定め、それに沿った話し合いをして、事業所の運営に活用するようにしてください。議題をあらかじめ出席者にお知らせすると、活発な意見交換ができるようになります。

事業所の行事にあわせて会議を開催しても構いませんが、その場合でも必ず「活動状況の報告」は行うようにしてください。

いずれにしても、会議の目的は地域との連携にありますので、運営推進会議を地域と事業所との連携につなげていくよう、常に心がけることが大切です。

4、開催頻度

地域密着型通所介護おおむね6か月に1回以上（年2回）

認知症対応型通所介護おおむね6か月に1回以上（年2回）

小規模多機能型居宅介護おおむね2か月に1回以上（年6回）

認知症対応型共同生活介護（GH）おおむね2か月に1回以上（年6回）

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護おおむね2か月に1回以上（年6回）

運営推進会議の会議録

地域密着型サービスでは、報告・評価・要望・助言などに関する記録を作成し、公表することが義務付けられていますので、運営推進会議についても、議事録の作成と公表が求められます。

5、報告書（議事録）の作成

上記開催方法を参照のうえ「開催日時・場所」「出席者」「発言内容」などを記録してください。また、報告書（議事録）は各委員に必ず送付してください。

6、報告書（会議録）の公表

公表の方法について定めは特にありませんが、会議の構成員に対しては、会議録を配布するほか、ホームページや会報への掲載などが考えられます。

なお公表にあたっては、個人情報の取り扱いに充分ご注意ください。

7、会議録の保存

稲敷市では、地域密着型サービスに関する諸記録の保存期間を5年と定めており、運営推進会議の会議録も同様です。

8、外部評価について

認知症対応型共同生活介護事業所は、法令によって、自ら評価を行い、また評価機関によるサービス評価を受けた上で総括的な評価を行い、外部に開示して質の改善を図っていかねばならないものとされており、原則として毎年度自己評価及び外部評価を行う必要がありますが、所定の要件を満たす場合には、実施回数を2年に1回とすることができます。

(所定の要件等)

(1) 実施回数緩和の要件

ア過去に外部評価を5年間継続して実施していること。

イ「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。

ウ運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。

エ運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

オ「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価の実践状況(外部評価)が適切であること。

(2) 実施回数緩和の報告

市町村長は上記要件を確認後、知事に報告するものとする。知事は報告を受けた事業所の情報を外部評価機関へ提供するものとする。